

CAPITAL MARKETS LEGAL UPDATE

CONTENTS

- 1 新規上場時の負担の軽減
- 2 上場企業の資金調達に係る期間の短縮(待機期間の撤廃)
- 3 「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化
- 4 施行日

開示府令・開示ガイドラインの改正

弁護士 福田 直邦

2014年8月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布されるとともに「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正内容が公表され、また、2014年8月27日には企業内容等開示ガイドラインのさらなる改正内容等が公表された。その主な内容は、2013年12月25日に公表された金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキンググループ」の報告書において提言された事項のうち、「新規上場時の負担の軽減」、「上場企業の資金調達に係る期間の短縮(待機期間の撤廃)」および「『届出前勧誘』に該当しない行為の明確化」の実現を図るための制度改正である。本ニュースレターでは、これらの改正内容について概説する。なお、2014年1月の当事務所のニュースレター「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関する議論の動向(2)～報告書の公表を受けて～」では、同報告書の全体像を紹介している。
(<http://www.amt-law.com/pdf/bulletins10.pdf/140122.pdf>)

1 新規上場時の負担の軽減

(1) 従前の規制の概要

株式その他の有価証券の募集または売出しを行うには、原則として、有価証券届出書を提出するか、発行登録書および発行登録追補書類を提出する必要がある。提出する書類については、企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」)に各種様式が設けられ、記載事項や記載上の注意事項が定められている。

各種様式のうち、内国会社の場合の基本的な様式である第2号様式においては、過去5年分の財務諸表を記載するとともに、過去5年分の単体および連結の主要な経営指標(いわゆる「ハイライト情報」)を「主要な経営指標等の推移」欄に記載すべきこととされている。一方、内国会社の株式の新規上場の場面で行われる募集または売出しについては開示府令の第2号の4様式を用いるのが原則であるが、同様式の記載上の注意事項として「第2号様式に準じて記載すること」と定められていることにより、新規上場の場面においても過去5年分の財務諸表を記載するとともに、「主要な経営指標等の推移」欄には、過去5年分の単体および連結のハイライト情報を記載する必要があった。

(2) 改正の概要

今回の開示府令の改正により、内国会社の株式の新規上場の場面で用いられる第2号の4様式には、過去5年分ではなく、過去2年分の財務諸表を記載すべきものと改められた。

もともと、ハイライト情報については、連結のハイライト情報の記載は過去2年分に短縮されたものの、単体については引き続き過去5年分の記載が要求される。ただし、単体の過去2年分よりも前の3年分については、金融商品取引法に基づく監査証明を受けたものではなく、会社計算規則に基づく数値を記載すれば足りる。その場合のハイライト情報は、開示府令と同時に改正された企業内容等の開示に関する留意事項(以下「開示ガイドライン」)において、1つの表として記載するのではなく、金融商品取引法に基づく部分と会社計算規則に基づく部分とに区分した上で、これらを並べた表とする必要があることとされた。

なお、今回の改正に際して公表されたパブリックコメントに対する金融庁の考え方(以下「パプコメ回答」)では、ハイライト情報として記載すべき事項のうち「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については会社計算規則に定めがないが、記載が不要となるものではなく、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」等に基づき算出した数値を記載する必要がある旨の見解が示されている。

2 上場企業の資金調達に係る期間の短縮(待機期間の撤廃)

(1) 従前の規制の概要

有価証券の募集または売出しを行うには、上記のとおり、有価証券届出書等の提出を要するのが原則であるが、有価証券届出書を提出した場合、届出の効力が発生するまで有価証券を投資家に取得させることはできず、提出後一定の待機期間の経過を待つ必要がある。待機期間の長さは本来15日間であるが、開示ガイドラインにおいて、簡略化された様式である組込方式の有価証券届出書または参照方式の有価証券届出書の利用が可能な場合には、待機期間の短縮が可能であると定められている。

① 組込方式の利用が可能な場合＝継続開示要件(内容は以下のとおり)を満たす場合

以下の(i)と(ii)のいずれかを満たすこと

- | | |
|---|--------------------------|
| (i) 有価証券届出書の提出日の1年前の応当日(以下「前年応当日」)において有価証券報告書を提出していること | 前年応当日以後、有価証券届出書の提出 |
| (ii) 以下の双方に該当すること | 日までの間、適正に継続開示義務を履行していること |
| ・ 初めて有価証券届出書を提出した時点における直前事業年度の有価証券報告書の提出義務が免除されているため、前年応当日において有価証券報告書を提出していない | かつ |
| ・ 前年応当日以後、有価証券届出書の提出日までに有価証券報告書を提出している | |

② 参照方式の利用が可能な場合＝継続開示要件(内容は①の継続開示要件と同じ)と周知性要件(内容は以下のとおり)を満たす場合

国内で株式を上場している会社の場合	左記以外の会社の場合
以下のいずれかを満たすこと	以下のいずれかを満たすこと
(i) 上場株式の年間売買金額が100億円以上かつ時価総額が100億円以上	(i) 指定外国金融商品取引所に株式を上場しており、外国金融商品市場における株式の時価総額が1,000億円以上
(ii) 上場株式の時価総額が250億円以上	(ii) 過去5年間に有価証券届出書または発行登録追補書類を提出して募集または売出しが行われた社債の券面総額の合計が100億円以上
(iii) 過去5年間に有価証券届出書または発行登録追補書類を提出して募集または売出しが行われた社債の券面総額の合計が100億円以上	
(iv) 法令により優先弁済を保証されている社債の発行実績あり	

開示ガイドライン上、①または②により短縮される場合の待機期間は、概ね 7 日間とされている。ただし、①や②を満たす発行会社による募集・売出しについて常に待機期間の短縮が認められるわけではなく、開示ガイドライン中の「Ⅲ『株券等発行に係る第三者割当』の記載に関する取扱いガイドライン」において審査対象となる第三者割当ては原則として除外される。また、株式、新株予約権または新株予約権付社債の募集を株主総会決議を経ずに行う場合、会社法上、発行日等の 2 週間前までに株主に対する通知または公告を行う必要がある。これは有価証券届出書の提出によって代替可能であるが、①または②によって届出の効力が発生するまでの待機期間が 7 日間に短縮される場合であっても、会社法上の 2 週間の期間が短縮されることはない。

(2) 改正の概要

今回の開示ガイドラインの改正により、特に周知性の高い発行会社については、待機期間の撤廃が認められることとなった。具体的には、以下に掲げる要件の全てを満たす場合に、有価証券届出書の提出後、直ちに届出の効力を発生させることが認められる。なお、上記(1)の末尾で述べた点、すなわち、一定の第三者割当てが待機期間の短縮の対象外であることおよび会社法上の 2 週間の期間が短縮されないことは、今回の制度改正によっても変わりはない。

発行会社に関する要件	有価証券に関する要件
(i) 前年応当日において有価証券報告書を提出しており、以後、有価証券届出書の提出日までの間、適正に継続開示義務を履行していること (ii) 国内で株式を上場していること (iii) 上場日から 3 年半以上経過していること (iv) 上場株式の年間売買金額が 1,000 億円以上かつ時価総額が 1,000 億円以上であること	(i) 上場株式の募集または上場株式を目的とする上場新株予約権の無償割当て(ライツ・オフリング)であること (ii) 希薄化率が 20% 以下であること

待機期間の撤廃の対象となる有価証券は株式と一定の新株予約権に限られており、例えば、株式と新株予約権付社債を同時に募集する場合には、株式についてのみ待機期間の撤廃が認められることになる。他方、株式の一般募集に際し、引受証券会社にグリーンシューオプションが付与され、引受証券会社に対してグリーンシューオプションのための株式の第三者割当てが行われる場合には、一般募集と第三者割当ての双方について待機期間の撤廃が認められる。

希薄化率は、株式の募集の場合には、当該募集により発行または移転される株式の数を分子とし、募集前の自己株式を除いた株式の総数を分母として計算される比率である。新株予約権の募集の場合には、分母は株式の場合と同様で、分子には新株予約権が全て行使された場合に発行または移転される株式の数をを用いて計算する。分子の計算上、株式と新株予約権付社債を同時に募集する場合における当該新株予約権付社債に由来する潜在株式数や、株式のグローバルオフリングにおける海外募集分の株式数は、いずれも合算される。なお、分母の計算上、既存の潜在株式数は合算しない。

3 「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化

(1) 従前の規制の概要

募集または売出しを行って投資家に有価証券を取得させるには、上記のとおり、有価証券届出書を提出し、その届出の効力が発生しているか、発行登録書および発行登録追補書類を提出している必要がある。有価証券届出書の提出後、届出の効力発生までの間や、発行登録書の提出後、発行登録追補書類の提出前の期間は、投資家に対する勧誘を行うことはできるが、有価証券を取得させることはできない。有価証券届出書や発行登録書の提出前は、勧誘すら行うことができない(「届出前勧誘」の禁止)。

もっとも、何が「勧誘」に該当するのか、金融商品取引法その他の関係法令上は必ずしも明らかではない。この点、2009 年 12 月の開示ガイドラインの改正により、一定の第三者割当てにおける割当予定先の選定や概況把握のための調査、割当予定先との協議等は勧誘には該当しない旨が

規定され、第三者割当ての場面においては、届出前勧誘に該当しない行為につき一定の明確化が図られていた。

(2) 改正の概要

今回の開示ガイドラインの改正により、後述の7つの類型につき勧誘には該当しない旨が規定された。以下、パブコメ回答の主なものと併せて紹介する。

① 特定投資家または大株主に対する需要の見込みに関する調査(プレヒアリング)

プレヒアリングは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第15号所定の措置(法令遵守管理部門による承認、調査対象者等による公表前の有価証券の売買禁止や秘密保持の確約、調査者や調査対象者等に関する記録の保存等)またはこれに準じる措置を講じて行う必要がある。

調査対象者が国、日本銀行および適格機関投資家以外の特定投資家である場合は、金融商品取引業者等が有価証券の募集・売出しを行おうとする顧客からの委託によるものまたは自己のために行うものに限られる。開示ガイドラインの文言上、これ以外の場合には調査主体に限定はないが、パブコメ回答では、調査主体としては発行会社、売出人および引受証券会社を想定している旨の見解が示されている。

大株主とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合が5%以上である者のことであるが、パブコメ回答では、原則として、調査時点における直近の大量保有報告書および変更報告書等により5%以上であることを確認すれば足りる旨の見解が示されている。

② 有価証券届出書または発行登録書の提出日の1か月前の応当日以前の情報発信

情報発信の媒体が継続的に掲示される場合(例えば、ウェブサイト)、情報発信の時期は掲示の開始時点で判断される。パブコメ回答では、ウェブサイトにおける掲示開始が有価証券届出書等の提出日の1か月前の応当日以前であることが明らかにされていれば、その後、当該掲示を消去する必要はない旨の見解が示されている。

なお、他の者が情報を再発信することが想定される場合、有価証券届出書等の提出日の1か月前の応当日の翌日から提出までの間の再発信を防止するための合理的な措置を講じる必要がある。パブコメ回答では、ここで想定する「他の者」は情報の発信者から当該情報の再発信について委託を受けた者が典型例であり、情報の発信者が意図しない再発信が行われた場合に、再発信された情報の消去を依頼する必要はない旨の見解が示されている。

③ 金融商品取引法、取引所規則等に基づく情報開示

④ 発行会社により通常の業務の過程において行われる定期的な情報発信

⑤ 発行会社により通常の業務の過程において行われる新製品・新サービスの発表

⑥ 製品・サービスその他の事業・財務の状況に関する自発的な問合せに対する発行会社による回答

⑦ 金融商品取引業者等により通常の業務の過程において行われる上場会社のアナリストレポートの配布または公表

アナリストレポートの配布等を行う金融商品取引業者等においては、執筆担当者を対象企業のファイナンスに関する未公表の情報から遮断するための適切な措置を講じる必要がある。また、アナリストレポートの配布等を新規に開始する場合と中断後に再開する場合は本類型に含まれないが、パブコメ回答では、そのようなアナリストレポートの配布等が常に勧誘に該当するという意味ではない旨の見解が示されている。

また、パブコメ回答では、非上場会社のアナリストレポートやインダストリーレポートの配布等は、本類型には含まれないが、本類型と実質的に同等の状況で行われている限り、勧誘には該当しない旨の見解が示されている。

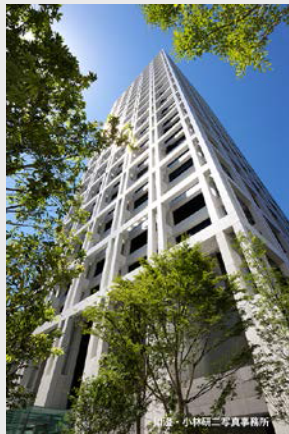
4 施行日

本ニュースレターで紹介した制度改正のうち、新規上場時の有価証券届出書に記載する財務諸表の年数短縮については「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布され、開示ガイドラインの改正が公表された日(2014年8月20日)から施行されている。また、上場企業の資金調達に係る待機期間の撤廃と「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化については開示ガイドラインの改正が公表された日(2014年8月27日)から施行されている。

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の福田直邦(naokuni.fukuda@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- Capital Markets Legal Update
担当パートナー： 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩、福田直邦
本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、cm-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願い申し上げます。

- 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins10.html>にてご覧いただけます。



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>